

東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例修正案

全ての都民が性別にかかわらず誰もがその個性や能力を発揮できることが重要である。

東京都は、平成十二年に東京都男女平等参画基本条例を制定し、男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会を基本理念として、社会のあらゆる分野の活動に男女が共に参画できるよう施策を展開してきた。この間、女性の大学進学率や就業率は上昇し、結婚・出産を経た後も働き続ける女性は増加してきた。また、育児休業取得率が上昇するなど、男性の育児への参画意欲も高まってきている。

一方で、雇用・就業分野においては、いまだに様々な場面で女性がその個性や能力を十分に発揮できていない状況にある。

社会経済状況の変化が激しい時代において、日本国憲法第十三条でうたわれた生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、日本国憲法第十四条の法の下の平等を達成するためには、首都東京の持続的な発展を確かなものとするためには人口の半分を占める女性が雇用・就業分野においても十分に力を発揮できる環境を創出していく必要がある。

働く場において、男女平等が確保されることは、何よりも女性活躍推進の前提条件である。その上で、全ての女性がそれぞれの個性や能力を発揮できる環境を整備するためには、経営方針や人事戦略等に決定権を有する事業者が、男女平等に向けて主体的に取り組むことが不可欠である。事業活動において女性が活躍することは、女性の自己実現につながるとともに、新たな価値の創造や、変化に強く持続可能な組織の構築に寄与するものであり、事業者においてそれを認識し、取り組むことが求められる。

また、雇用・就業分野における女性の可能性を広げていくためには、性別による差別を撤廃することに加えて、職場や社会に根強く残る男女間の賃金格差や、女性管理職割合の低さ、非正規雇用における女性割合の高さ、長時間労働、ハラスメント、「性別による無意識の思い込み」の解消に向けて社会全体で取り組むことが必要である。

東京都は、こうした認識の下、雇用・就業分野において、性別による差別を撤廃し、女性がその個性や能力を発揮できる環境を創出することにより、持続可能で誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、東京都男女平等参画基本条例（平成十二年東京都条例第二十五号）の趣旨を踏まえ、雇用の分野及び就業の分野（以下「雇用・就業分野」という。）において女性が性別による差別を受けることなく、それぞれの個性や能力を発

揮できる環境の整備を図ることに關し、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、事業者、経済団体及び都民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、事業者の男女平等に向けた主体的な取組の促進並びに性別による差別及び性別による無意識の思い込みの解消に向けた取組の推進を図り、もって持続可能で性別にかかわりなく誰もが生き生きと暮らす社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 都の区域内（以下「都内」という。）で事業（非営利目的の活動を含む。）を行う法人（地方公共団体を除く。）又は事業を行う場合における個人をいう。
- 二 就業者 事業者が行う業務に、収入を得て従事する者をいう。
- 三 都民 都内に在住、在学又は在勤をしている者をいう。
- 四 女性が活躍できる環境 雇用・就業分野において、男女間の格差を解消し、あわせて、女性の健康上の特性に留意して、女性がそれぞれの個性や能力を発揮できる環境をいう。

（基本理念）

第三条 女性が活躍できる環境の整備は、職業生活を中心とした女性の選択肢の拡大につながるのみならず、事業活動における、新たな価値の創造及び特定の性別に偏ることにより生じ得る支障の回避に寄与するものであるとの認識の下、事業者が主導的に取り組むことにより、その推進が図られなければならない。

2 女性が活躍できる環境の整備の推進に当たっては、管理職の登用、賃金、雇用形態等における男女間の格差、性別による無意識の思い込み等が、女性がその個性や能力を発揮する機会を阻むおそれがあるとの認識の下、社会全体でその解消が図られなければならない。

3 就業者の家庭生活と職業生活との両立に関しては、本人の自由な意思による選択が尊重されるべきであることに留意されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、事業者及び都民に対し、女性が活躍できる環境の整備のために、管理職の登用、賃金、雇用形態等における男女間の格差、性別による無意識の思い込み等の解消に向けて必要な施策を行うものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、特定の性別に偏らない組織づくりの推進、就業者に係る男女間の格差の解消、女性特有の健康課題への配慮その他女性が活躍できる環境の整備に必要な取組を主体的に行うとともに、都が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業に関し、優越的な関係を背景として女性の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

3 事業者は、その事業に関し、就業者が前項の行為をしないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都民の責務)

第六条 都民は、基本理念にのっとり、男女平等参画についての关心と理解を深めるよう努めなければならない。

2 都民は、都が実施する女性が活躍できる環境の整備の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国及び区市町村との連携)

第七条 都は、女性が活躍できる環境の整備の推進に当たっては、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）と相互に連携と協力とを図るよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第八条 知事は、都が実施する女性が活躍できる環境の整備の推進に関する施策若しくは女性が活躍できる環境の整備の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は女性が活躍できる環境の整備の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、都民からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 都民は、都が実施する女性が活躍できる環境の整備の推進に関する施策若しくは女性が活躍できる環境の整備の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は女性が活躍できる環境の整備の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書

類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(指針の策定)

第九条 都は、女性が活躍できる環境の整備に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都の政策目標及びその進捗を把握する指標に関する事項
- 二 事業者及び都民の責務に関する事項
- 三 都の施策に関する事項
- 四 事業者の取組に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、女性が活躍できる環境の整備を推進するために必要な事項

3 都は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係機関等の意見を聴き、指針に反映するよう努めるものとする。

4 都は、指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 指針を定め、又はこれを変更したときは、知事は、速やかに、これを東京都議会に報告するものとする。

(審議会)

第十条 指針その他女性が活躍できる環境の整備に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都女性が活躍できる環境整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第十一条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が委嘱する委員十八人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験を有する者 六人以内
- 二 事業者を代表する者 六人以内

三 就業者を代表する者 六人以内

2 前項第二号及び第三号に掲げる者のうちから委嘱される委員の数は、同数でなければならない。

3 委員は、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるように選任しなければならない。

(調査及び公表)

第十二条 都は、施策を効果的に実施するため、事業者の取組の状況について調査を行うとともに、第九条第二項各号に掲げる状況について公表するものとする。

(事業者による計画的な取組の推進等)

第十三条 事業者は、指針を踏まえ、自らの組織の現状を把握し、女性が活躍できる環境の整備に向けて計画的に取組を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、前条第一項の調査に協力するよう努めなければならない。

(都の率先行動)

第十四条 都は、都の職員及び都が設立した地方独立行政法人その他の関係団体の職員がその個性や能力を発揮できる環境の整備に関し、率先して推進するとともに、管理職の登用、賃金、雇用形態等における男女間の格差を解消するよう努めなければならない。

2 都は、前項の規定による取組の状況について、毎年調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 都は、女性が活躍できる環境の整備に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和八年七月一日から施行する。